

○鳥取県警察の執務時間に関する訓令

(昭和 44 年 3 月 1 日本部訓令第 4 号)

改正 平成元年 3 月 31 日本部訓令第 8 号 平成 4 年 7 月 21 日本部訓令第 21 号
平成 18 年 3 月 24 日本部訓令第 8 号 平成 21 年 3 月 16 日本部訓令第 4 号

警察本部

警察学校

各警察署

鳥取県警察の執務時間に関する訓令を次のように定める。

(目的)

第 1 条 この訓令は、鳥取県警察の執務時間に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(執務時間)

第 2 条 鳥取県警察の執務時間は、鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第 5 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除き、毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(執務時間の特例)

第 3 条 特別の事務を所掌するため前条の規定により難い場合は、その事務を主管する部の長が本部長の承認を得て別に定めることができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 31 日本部訓令第 8 号)

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 7 月 21 日本部訓令第 21 号)

この訓令は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 24 日本部訓令第 8 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 16 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。